

(目的)

第1条 この要領は、野菜生産資機材有効活用システム（以下「システム」という）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本システムは、飛騨野菜出荷組合の組合員において、不要になった生産資材・機械等を組合員間（就農予定者を含む）にて有効に活用することで、新規参入や規模拡大、生産の継続がしやすい環境を作り、野菜産地基盤の維持・拡大につなげるものとする。

(情報の取扱い)

第3条 情報（不用品・機械等（以下「不用品」という）及び必要要望等）は下記の通り取り扱うものとする。

- 1 組合員は、年1回（11月）不要・必要になった（なる）資材・機械の情報（要望含む。以下「情報」という）を支部事務局に提出する（要望者は就農予定者を含む）。
- 2 各支部において、不用品に対する、新規参入0年目～3年目の新規就農者（以下「新規就農者」という）を受け手対象としたマッチングがなかった場合には、情報を本部事務局へ提出する。
- 3 本部事務局は、全地区の新規就農者を受け手対象としたマッチングがなかった場合には、第4条に定める優先順位で情報を取り扱う。
- 4 上記段階でマッチングがなかった場合には、不用品情報を全組合員へ開示し、募集期間を定めて再度受け手組合員を募集する（以下「再募集」という）。
- 5 再募集によって、不用品情報に対する受け手要望が複数あった場合には、第4条に定める優先順位で情報を取り扱う。
- 6 支部事務局は本システムによる譲渡が成された案件を本部事務局へ報告する。

(優先順位)

第4条 不用品情報に対し、受け手要望が複数あった場合には、次の順位で優先権を与える。

- 1 出し手組合員と同一支部のハウレンソウ新規就農者
- 2 出し手組合員と同一支部のトマト新規就農者
- 3 ハウレンソウ新規就農者（全地域対象）
- 4 トマト新規就農者（全地域対象）
- 5 出し手組合員と同一支部で同一品目の組合員
- 6 出し手組合員と同一支部で他品目の組合員
- 7 同一品目の組合員（全地域対象）
- 8 他品目の組合員（全地域対象）
- 9 上記1～8項の各段階で要望者が複数の場合は、出し手組合員との住所地が近い組合員に優先権を与える（グーグルマップ上の直線距離による）。

（譲渡価格について）

第5条 譲渡価格については、出し手組合員の希望価格を基本とする。出し手組合員の希望価格がない場合は、当該組合員同士の話し合いで価格等の条件を決定するものとする。必要に応じて支部・本部役員等が相談に応じるものとする。

尚、出し手組合員の希望価格が10万円を超える場合は、別に定める「高額資機材の取扱いに係る基本指針」に則って運用する。

（不要資材・機械の取扱い）

第6条 マッチングまでの資材・機械の保管は出し手組合員を基本とし、マッチング後は、当該組合員同士の話し合いで、受け渡し方法等に関する条件を決定するものとする。

（要領に定めなき事項）

第7条 運用は状況に応じて臨機応変に対応するものとし、必要な事項は、本組合幹事会で決定するものとする。

（事務局）

第8条 本システムの本部事務局はJAひだ営農指導部営農指導課に置く。

附 則

この要領は平成26年12月2日から施行する。

附 則

この要領は平成27年11月9日から施行する。